

【ドイツ】コロナパンデミック対策—倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 新型コロナウイルスの変異株による感染が拡大する中、2020 年末から 2021 年 2 月までに、企業の倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、予防接種・検査に従事する医師の支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス・サーベイランスに関する立法等が行われた。

1 企業の倒産防止・事業再生のための立法及び税務処理の期限延長

(1) COVID-19 支払不能停止法の改正：事業再生及び支払不能法拡充法

2020 年 3 月に、コロナパンデミックの影響で債務超過となった企業を救済し、倒産手続義務を免除するため、同年 9 月までの時限措置として COVID-19 支払不能停止法¹が制定された。同年 9 月には、同法の改正法²が制定され、同年 12 月 31 日まで免除措置が延長されていた³。

免除措置の終了直前の同年 12 月 29 日に、支払不能申告義務の停止を 2021 年 1 月まで延長するとともに、事業再生を容易にするための規定を置く、事業再生及び支払不能法拡充法⁴が公布された（一部を除き、2021 年 1 月 1 日施行）。主な措置は、次のとおりである。

①申告義務の停止拡充：2020 年 11 月 1 日から 12 月 30 日までに政府のコロナ対策資金援助プログラムに申請した債務者に対し、支払不能申告義務の停止を認める。援助を受けられる見込みのない場合や、援助を受けても債務超過解消には不十分な場合には適用されない。（COVID-19 支払不能停止法第 1 条に、第 3 項追加）

②事業継続見込みの緩和：法人の倒産手続の要件である過大債務に、通常は 12 か月の事業継続見込みで該当しないとされるが、債務超過がコロナ起因と推定されるときは 4 か月の事業継続見込みで該当しないとされる。コロナ起因と推定されるのは、次の全てを満たす場合である。(a)2019 年 12 月 31 日時点で支払不能ではない。(b)2020 年 1 月 1 日以前に終了した直近の事業年度は、通常業務が黒字である。(c)暦年 2020 年の通常業務の売上高が、前年と比べて 30%超で低減する。（COVID-19 支払不能停止法に、第 4 条「債務超過」を新設）

③保護スキーム手続への簡易アクセス：2021 年中に提出された支払不能申立は、上記②の(a)~(c)の全てを満たす証明を得ている場合（債務者又は業界に固有の特殊性、事情若しくは条件により、コロナパンデミック起因と証明される場合も含む。）、2020 年中に確立した保護スキーム

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 3 月 26 日である。

¹ COVID-19 支払不能停止法 Gesetz zur vorübergehenden Aussetzung der Insolvenzantragspflicht und zur Begrenzung der Organhaftung bei einer durch die COVID-19-Pandemie bedingten Insolvenz (COVID-19-Insolvenzaussetzungsgesetz - COVInsAG) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569); 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, p.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

² Gesetz zur Änderung des COVID-19-Insolvenzaussetzungsgesetzes vom 25. September 2020 (BGBl. I S. 2016)

³ 泉眞樹子「【ドイツ】コロナ禍の自治体支援のための憲法改正等及び倒産防止策延長」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, p.5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570688_po_02850202.pdf?contentNo=1>

⁴ 事業再生及び支払不能法拡充法 Gesetz zur Fortentwicklung des Sanierungs- und Insolvenzrechts (Sanierungs- und Insolvenzrechtsfortentwicklungsgesetz - SanInsFoG) vom 22. Dezember 2020 (BGBl. I S. 3256). 全 25 か条。一部を除き、2021 年 1 月 1 日施行。早期の事業再生のための条件を改善し、倒産手続のデジタル化に関する規定を置き、EU 指令 (Directive (EU)2019/1023) に規定する倒産手続前の事業再生計画の実効性向上を図ることを目的とする。

ム手続への簡易アクセス（同法第6条に規定）の対象となる。

(2) COVID-19 支払不能停止法の更なる改正及び公課法施行法の改正

2020年2月18日に、税務処理及び無利息猶予期間の延長を図る法律⁵が公布された。同法は、支払不能申告義務の停止（(1)の①）に関し、要件であるコロナ対策資金援助プログラムへの申請期限（2020年12月31日）を2021年2月28日までに延長し、支払不能申告義務の停止を同年4月30日まで延長する改正を行う（遡って同年2月1日施行）。

また、同法による公課法施行法⁶の改正により、2019年の課税期間に関する税務申告の期限が2021年8月31日まで6か月延長され、併せて、通常15か月の無利息猶予期間が6か月延長され、2021年10月1日から利息計算が開始される等が規定された。これは、税理士が企業向けコロナ対策プログラムの申請で繁忙となっており、その負担軽減を目的とするものである。

2 働く親の現金給付拡充及び予防接種・検査に従事する医師優遇

(1) 児童疾病手当の拡充—GWB(競争制限禁止法) デジタル化法—

2021年1月18日に公布されたGWB デジタル化法⁷に、コロナ対策としての児童疾病手当⁸等の拡充が盛り込まれた（社会法典第5編第45条に第2a項及び第2b項を追加）。2020年末まで、子1人当たり暦年15日（ひとり親の場合は30日）に延長されていた児童疾病手当は、2021年末まで、子1人当たり暦年20日（ひとり親の場合は40日）に引き上げられる⁹。また、受給要件に、子供が病気のときだけでなく、パンデミックによる保育施設・学校閉鎖も追加された。2021年1月5日に遡って施行され、2022年1月1日に廃止される。

このための財源として、連邦政府が3億ユーロ¹⁰を健康基金の流動性準備金¹¹に移すことも規定された（社会法典第5編第221a条の改正）。

(2) 親手当親時間法改正

育児休業・短時間勤務と現金給付の制度（親時間と親手当）を拡充し、柔軟性を高め、手続を簡易化することを主な目的とする第2次連邦親手当親時間法改正法¹²（2021年2月18日公布）により、連邦親手当親時間法第27条「COVID-19 パンデミックによる特別規定」¹³が改正

⁵ Gesetz zur Verlängerung der Aussetzung der Insolvenzantragspflicht und des Anfechtungsschutzes für pandemiebedingte Stundungen sowie zur Verlängerung der Steuerklärungsfrist in beratenen Fällen und der zinsfreien Karenzzeit für den Veranlagungszeitraum 2019 vom 15. Februar 2021 (BGBl. I S. 237).

⁶ 公課法施行法 Einführungsgesetz zur Abgabenordnung (EAO) zur Abgabenordnung vom 14. Dezember 1976 (BGBl. I S. 3341; 1977 I S. 667) <https://www.gesetze-im-internet.de/aoeg_1977/BJNR033419976.html>

⁷ Gesetz zur Änderung des Gesetzes gegen Wettbewerbsbeschränkungen für ein fokussiertes, proaktives und digitales Wettbewerbsrecht 4.0 und anderer Bestimmungen (GWB-Digitalisierungsgesetz) vom 18. January 2021 (BGBl. I S. 2) 主にデジタル経済の大企業への競争規制強化を目的とする。泉眞樹子「【ドイツ】GWB（競争制限禁止法）デジタル化法—デジタル・プラットフォーム企業への競争法上の規制強化等—」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.20-21.

⁸ 児童疾病手当 (Kinderkrankengeld) は、子の看病で働けない労働者に対する現金給付で、社会法典第5編（法定医療保険）第45条に規定する。通常は、子1人当たり暦年10労働日（ひとり親については同20労働日）である

⁹ 被保険者1人につき、受給上限は暦年で45日（ひとり親の被保険は暦年90日）である。失業手当に関しても、同様の給付延長が規定された（社会法典第3編（就労促進）第421d条第3項第1文の改正）。失業手当受給権者1人の受給上限は、45日間（ひとり親の場合、90日間）である。

¹⁰ 1ユーロは約126.9円（令和3年3月分報告省令レート）。

¹¹ 健康基金 (Gesundheitsfonds) は、被用者、他の社会保障機関及び疾病金庫（法定医療保険）被保険者からの拠出金並びに連邦政府の補助金によって形成され、各疾病金庫は被保険者への給付に必要な資金を健康基金から受ける。

¹² Zweites Gesetz zur Änderung des Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetzes vom 15. Februar 2021 (BGBl. I S. 239). 全7か条。親手当・親時間制度の拡充と手続簡易化を主な目的とする。一部を除き、2021年9月1日から施行。

¹³ Gesetz für Maßnahmen im Elterngeld aus Anlass der COVID-19-Pandemie vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1061); 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法（その2）」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, p.14. <

され、2020年5月28日に遡って施行された。パンデミックに関連して操業短縮（短時間労働）や休業が増えて一時的に所得が減少しても、従前所得で給付額が決定される親手当やパートナーシップボーナス¹⁴の受給で不利益を被らないようにする規定が置かれた。

(3) コロナ予防接種センター・検査センターで働く医師の報酬の社会保険料免除

3月3日に公布された医療技術補助職に関する改革法（MTA改革法）¹⁵に、コロナ予防接種センター又はコロナ検査センターに勤務する医師に対し、当該業務からの報酬への社会保険料賦課を免除する旨の規定が、修正で追加された（第14a条及び第14b条）。予防接種センターについては2020年12月15日に遡って、コロナ検査センター（一部を除く。）については2021年3月4日（公布翌日）から施行され、いずれも2021年12月31日までの期間、免除規定が適用される。これらのセンターで働く医師を、より迅速にかつ容易に集めるための施策である¹⁶。

3 感染リスク低減のための規則

(1) コロナ労働安全衛生規則

2021年1月21日に発出され、同月27日に施行されたコロナ労働安全衛生規則¹⁷は、経済活動の停止や制限を避けつつ、職場での感染リスクを下げることを目的とする。雇用主に対し、①事務作業等、可能な場合の在宅勤務の許可、接触を減らすための職場内の人数制限（同室での1人当たり面積10平方メートル以上）・距離確保（1.5メートル）、②会議でのIT活用、③少人数の作業班の作成、④換気といった措置を義務付け、⑤いずれかを欠く場合には医療用マスク等の提供が義務付けられた。ただし、被用者は、在宅勤務を行う義務はない。この規則は、2021年3月15日までの効力とされていたが、同年3月11日に改正され¹⁸、同年4月30日終了時まで失効が延期され、⑥食堂や休憩室でも1.5mの距離の確保、⑦衛生スペース（手洗い・シャワーブース等）への液体洗剤等の配備義務等が追加された。

(2) コロナウイルス入国規則及びコロナウイルス防護規則

新型コロナウイルス変異株の流行を受け、連邦政府は、2020年12月21日に、英国及び南アフリカ共和国からの鉄道、バス、船舶、航空機による旅客の輸送を一般的に禁止するコロナウイルス防護規則¹⁹を発出し、翌22日から施行した（全5か条）。

さらに2021年1月13日には、これまでの入国規制の内容に加え、変異株流行地からの入国者への規制を強化したコロナウイルス入国規則²⁰が発出され、翌14日に施行された（全4節10か条）。2021年3月現在の主な措置は、次のとおりである。①電子入国申告：入国前10日間に

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1 同条は、さらにコロナパンデミック雇用保障法（Beschäftigungssicherungsgesetz(BGBI. I 2020 S. 2691)）第3条により、改正されている。

¹⁴ パートナーシップボーナス（Partnerschaftbonus）とは、両親が同時に4か月以上短時間勤務を行いながら手当を受給する場合に、両親それぞれに4か月分の「親手当プラス」を追加で支給する制度である。

¹⁵ Gesetz zur Reform der technischen Assistenzberufe in der Medizin und zur Änderung weiterer Gesetze (MTA-Reform-Gesetz) vom 24. Februar 2021 (BGBI. I S. 274); 泉眞樹子「【ドイツ】医療技術補助職の教育訓練改革—医療技術補助職改革法（MTA改革法）—」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, p.40.

¹⁶ „MTA-Reformgesetz“ 29.01.2021. BGM website <<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/mta-reformgesetz.html>>

¹⁷ SARS-CoV-2-Arbeitsschutzverordnung (Corona-ArbSchV) vom 21. Januar 2021 (BAnz AT 22.01.2021 V1). 全4か条。

¹⁸ 第1次コロナ労働安全衛生規則改正規則（Erste Verordnung zur Änderung der SARS-CoV-2-Arbeitsschutzverordnung (1. Corona-ArbSchVÄndV k.a.Abk.) vom 11. März 2021 (BAnz AT 12.03.2021 V1)）により、新たな第3条「業務上衛生計画」の追加等の改正が行われ、全5か条となった。

¹⁹ コロナウイルス防護規則（Coronavirus-Schutzverordnung vom 21. Dezember 2020 (BAnz AT 21.12.2020 V4)）

²⁰ コロナウイルス入国規則（Coronavirus-Einreiseverordnung vom 13. Januar 2021 (BAnz AT 13.01.2021 V1)）

リスク地域²¹にいた者がドイツに入国する際は、入国前にインターネット上のデジタル入国登録 (DEA)²²を利用して、入国予定日、入国前 10 日間の滞在地、入国後 10 日間の滞在予定地、入国のために用いた移動手段を申告する。②陰性証明の入手及び提示又は携行義務：上記の入国者は、入国後 48 時間以内に検査又は診断を受けて陰性証明 (ドイツ語、英語又はフランス語。紙媒体又は電子文書) を入手し、要求に応じ、所轄の保健所に提示しなければならない。

③高発生率リスク地域²³又は変異株流行地域からの入国者の陰性証明義務：入国時に (入国の際、交通機関を利用する場合には、当該交通機関に対し)、陰性証明を提示しなければならない。

④携帯電話通信事業者による情報提供：2021 年 3 月 1 日以降、ドイツで適用される入国措置及び感染防止措置について、SMS を通じて顧客へ情報提供することが、事業者により義務付けられる。

前述の新型コロナウイルス防護規則は、新型コロナウイルス入国規則の一部が取り込まれて廃止されたため、2021 年 1 月 29 日に、リスク地域からの鉄道、バス、船舶又は航空機での旅客輸送を一般的に禁止する新たな新型コロナウイルス防護規則²⁴が発出された (全 3 か条)。

新型コロナウイルス入国規則及び新型コロナウイルス防護規則は、2021 年 3 月 31 日まで施行されるが、連邦議会による全国規模の流行状況決定²⁵が廃止された時点で効力を失うと規定される。

(3) コロナウイルス検査体制の強化 (コロナウイルス・サーベイランス規則)

2021 年 1 月 18 日に連邦保健省は、変異株の感染拡大を早期にかつ幅広く把握するため、コロナウイルス・ゲノム解析の全国ネットワークを強化するコロナウイルス・サーベイランス規則²⁶を発出し、翌 19 日から施行した。既知の変異株の検出だけでなく、新たな変異株の発見も目的とされる。同規則は全 6 か条から成り、2021 年 10 月 31 日まで効力を有する。コロナウイルス感染者の検査を行う検査機関は、検体から解析したゲノム配列データをロベルト・コッホ研究所 (RKI)²⁷に送信することが義務付けられる。RKI は、データを一元的に収集し、評価する。ゲノム解析できない機関が診断のために検体入手する場合、他機関に解析を依頼することができる。RKI へのデータセット送信 1 件につき 220 ユーロ償還、他機関へのゲノム解析依頼のための送料として検体 1 件につき 20 ユーロ償還等が規定されている。陽性検体全体の 5% 以上の解析を目標とする。

²¹ リスク地域 (Risikogebiet) とは、連邦保健省が外務省及び連邦内務建設国土省と合意の上で、脅威的な特定の感染症の感染リスクが高いと決定したドイツ国外の地域 (感染症予防法第 2 条)。

²² ロベルト・コッホ研究所 (後掲注(27)) が感染症予防法第 36 条第 9 項第 1 文の規定により設置する電子報告・情報システム。2020 年 11 月 8 日に運用開始。

²³ 高発生率リスク地域 (Hochinzidenzgebiet) とは、リスク地域であり、かつ、新型コロナウイルス感染症の発生率がより高い地域。

²⁴ コロナウイルス防護規則 (Coronavirus-Schutzverordnung vom 29. Januar 2021 (BAnz AT 29.01.2021 V1)) は、当初の 2021 年 2 月 17 日までの期限であったが、第 1 次改正規則 (2021 年 2 月 16 日) により 3 月 3 日まで、第 2 次改正規則 (同年 3 月 3 日) により同月 17 日まで、第 3 次改正規則 (同月 17 日) により同月 31 日まで延長された。

²⁵ 全国規模の流行状況 (Epidemische Lage von nationaler Tragweite) は、脅威的な感染症が州を越えてまん延した場合に連邦議会が決定することができ、その期間中に限り、連邦政府が法規命令発出等により措置を行う権限を有する (感染症予防法第 5 条)。横田明美「ドイツ感染症予防法の多段改正と市民への情報提供—COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) への法的対応—」『論究ジュリスト』No.35, 2020 秋, p.71; 泉真樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—病院未来法、連邦選挙法等改正、第 3 次住民保護法、農業市場法規第 3 次改正法—」『外国の立法』No.286-1, 2021.1.1, pp.6-7.<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613481_po_02860102.pdf?contentNo=1>

²⁶ コロナウイルス SARS-CoV-2 の分子遺伝学的サーベイランスに関する規則 (コロナウイルス・サーベイランス規則) Verordnung zur molekulargenetischen Surveillance des Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Surveillanceverordnung - CorSurV) vom 18. Januar 2021 (BAnz AT 19.01.2021 V2)

²⁷ ロベルト・コッホ研究所 (Robert Koch Institute: RKI) は、疫学調査・予防及び生物医学研究を任務とする連邦機関である。„Das Robert Koch-Institut.“ RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/Institut/institut_node.html>